

令和8年第2回臨時町議会

—— 行政報告 ——

令和 8年 4月15日 提出

俱知安町長 文字 一 志

下水道使用料の賦課漏れについて

このたび、水道利用者からのご指摘により、公共下水道に接続されているにも関わらず下水道使用料が賦課されていない案件があることが判明したことをご報告いたします。

今回の賦課漏れにつきましては、下水道処理区域内の家屋の中で水洗化されていない家屋の所有者を対象に送付した文書への回答の中で「水洗化済みである」との記載があり、事実確認を行い判明したものです。

確認の結果、本件が、平成 25 年度から水洗化済みであること、また、平成 25 年度当時にその旨の申告を受け、町担当者が現地確認を実施し、その際に、正規の手続きによらず施工された水洗化であることが判明したことからその是正を求めていたところ、その後において特段の動きがないまま現在に至ったこと、また、下水道使用料の賦課が開始されていない状態となっております。

賦課漏れとなった主な要因につきましては、平成 25 年度の現地調査の際に、正規の手続きを求めるのと同時に、排水設備の設置状況の確認を行い、以降から下水道使用料を賦課するという事務手続きを実施すべきところ、これを行わなかったことにあると認識しております。

町といたしましては、直近 5 年分の下水道使用料の賦課・徴収を実施し、使用料負担の公平性の確保を図りたいと考えており、対象者の方へ、適正な下水道使用料の賦課に至らなかった点についてお詫び申しあげ、経過をまとめた資料をもとに丁寧な説明を行い、改めて正規の手続きを求めるとともに、本使用料の納入についての理解を求めてまいります。なお、現在、並行して、同様の事例がないかの調査を行っております。

今後におきましては、様々な事案に対して、情報・認識の整理、共

有を行い、十分な精査・確認のもと賦課事務を実施することにより、再発防止を期すとともに、適正な使用料の賦課、負担の公平性の確保に努めてまいります。

以上、行政報告といたします。